

児童手当・特例給付氏名住所等変更届

香 美 市 長 様

提出年月日	※受付確認年月日
令和 . .	令和 . .

届出 人	氏名 (法人名等)		
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	<input type="checkbox"/> 土佐山田町 <input type="checkbox"/> 香北町 <input type="checkbox"/> 物部町 電話 ()	
変更理由		<input type="checkbox"/> 受給者の氏名 <input type="checkbox"/> 受給者の住所 <input type="checkbox"/> 受給者の被用区分と公的年金 <input type="checkbox"/> 受給者の連絡先 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 配偶者の氏名 <input type="checkbox"/> 配偶者の住所 <input type="checkbox"/> 配偶者の被用区分 <input type="checkbox"/> 児童の氏名 <input type="checkbox"/> 児童の住所	
受 給 者	変更後の氏名 (法人名等)	被用区分	<input type="checkbox"/> 被用者 <input type="checkbox"/> 被用者等でない者 <input type="checkbox"/> 公務員
	変更後の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	勤務先	
	変更後の連絡先	電話 ()	
	変更後の公的年金 制度の種別	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他() ※共済組合員の場合は、該当するものを選択してください。 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済	
	変更年月日	令和 . .	
配 偶 者	変更後の氏名	被用区分	<input type="checkbox"/> 被用者 <input type="checkbox"/> 被用者等でない者 <input type="checkbox"/> 公務員
	変更後の住所	勤務先	
	変更年月日	令和 . .	
児 童	変更後の氏名		
	変更後の住所		
	変更年月日	令和 . .	
	変更後の氏名		
	変更後の住所		
	変更年月日	令和 . .	
	変更後の氏名		
	変更後の住所		
	変更年月日	令和 . .	
	変更後の氏名		
	変更後の住所		
	変更年月日	令和 . .	
備 考			

同居 別居の別	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 同居	区分	<input type="checkbox"/> 児手 <input type="checkbox"/> 被	<input type="checkbox"/> 特例 <input type="checkbox"/> 非	配偶者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 被	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 非	確 認	<input type="checkbox"/> 番号連携	シ ス テ ム リ ス
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。 ◎ 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。										

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。